

重点要望(継続)

要望先：滋賀県知事公室 防災危機管理局
滋賀県土木交通部 流域政策局
滋賀県教育委員会 びわ湖フローティングスクール



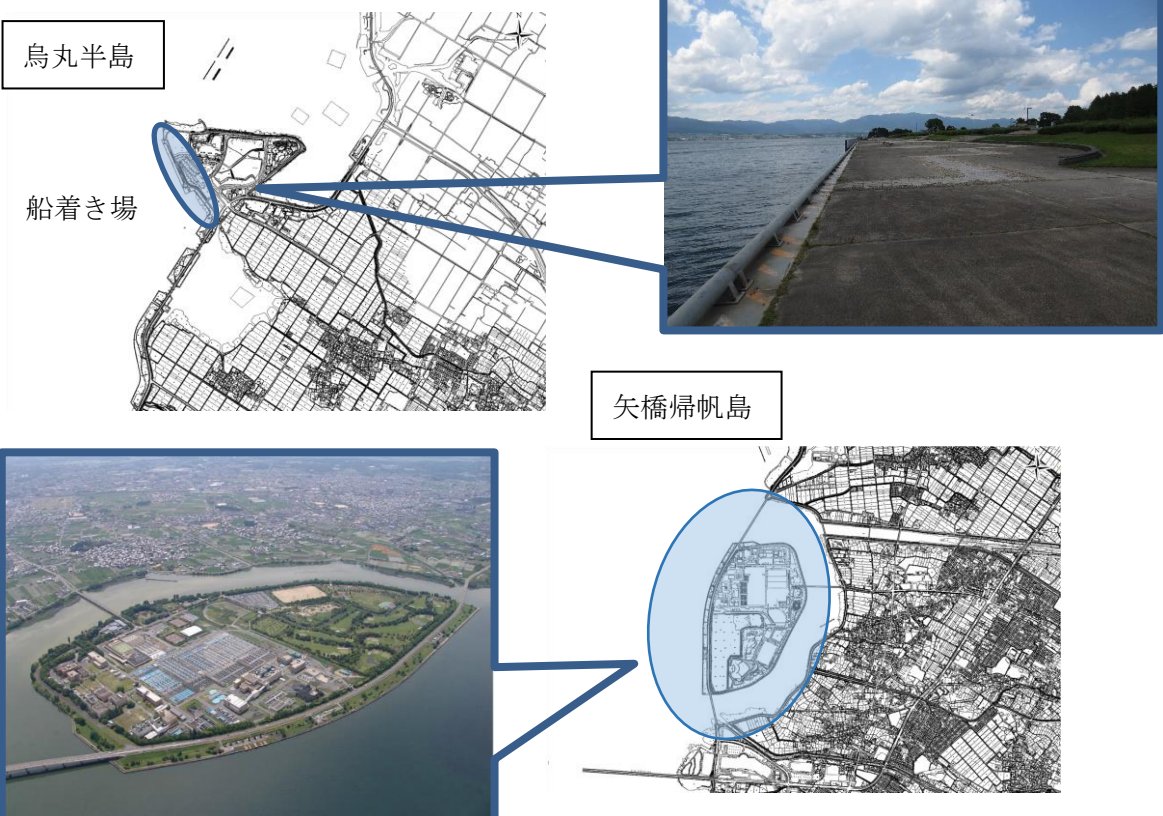
烏丸半島および矢橋帰帆島における湖上交通・輸送拠点の形成について【県への要望】

要望内容

烏丸半島は、本市の都市計画マスタープランにおいてレクリエーション地区に位置付け、本市では、中央部（約9ha）において、滋賀県に代わって民間事業者による複合型観光施設の事業推進に積極的に取り組んでいるところであり、本年より実施事業者の再公募を行う予定である。加えて、滋賀県において策定された「みどりのみずべの将来ビジョン」においても活用エリアとなっているなど、今後、にぎわい創出に向けた観光振興等が見込まれ、半島周辺部の環境は大きく変化していこうとしていく中、さらなる相乗効果を発揮するうえでも半島内の船着き場が独立行政法人水資源機構の所管となっていることで、十分な利活用が図られていない。ついては、この船着き場を滋賀県の港湾施設として位置付け、湖上観光や湖上交通等の拠点として利活用いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、矢橋帰帆島についても、既存の栈橋が十分に活用されていないことから、帰帆島公園の将来的な利活用方策が検討される中で、利用客の増加や帰帆島周辺の活性化など、広域の湖上輸送等を支える拠点としての栈橋の活用とそれに必要な整備に向け、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 烏丸半島には琵琶湖でも数少ない船着き場があるが、現在のところ、独立行政法人水資源機構の所管となっていることから、にぎわい創出や観光振興等に向けた、利活用が図られていない。
- ・ また、矢橋帰帆島については、滋賀県地域防災計画において広域湖岸輸送拠点として位置付けられているが、既存の棧橋が活用されておらず広域の湖上輸送を支える拠点として、その機能が果たされていない。
- ・ 現状、水深が浅くうみのこが船着き場や棧橋に近づけない状態にあると聞いており、うみのこをはじめ船が近づくことができる水深を確保するための浚渫が必要である。
- ・ これらは湖上交通を確保するためには必要不可欠な施設であり、かつ両施設ができることにより相乗効果が見込める。よって、これらの積極的な利活用や整備に向けて取り組んでいただくことが重要である。

事業実施による効果

- ・ 現在、十分な活用が図られていない船着き場において、湖上交通等の利活用が可能となり、烏丸半島全体をにぎわい創出や観光振興等の拠点とすることができる。
- ・ 矢橋帰帆島に広域輸送拠点が整備されることで、琵琶湖を県央に抱える地理的特性が発揮され、大規模災害時等における人員・物資輸送に役立てることができる。滋賀県全体の安全安心に寄与する。
- ・ 船着き場や広域輸送拠点が整備されることにより、湖上交通が活性化し、湖辺地域における持続可能なまちづくりに向けた地域振興につながり、また災害時における新たな輸送手段を確保することができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係
TEL：077-561-6802

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

浜街道の整備について【県への要望】

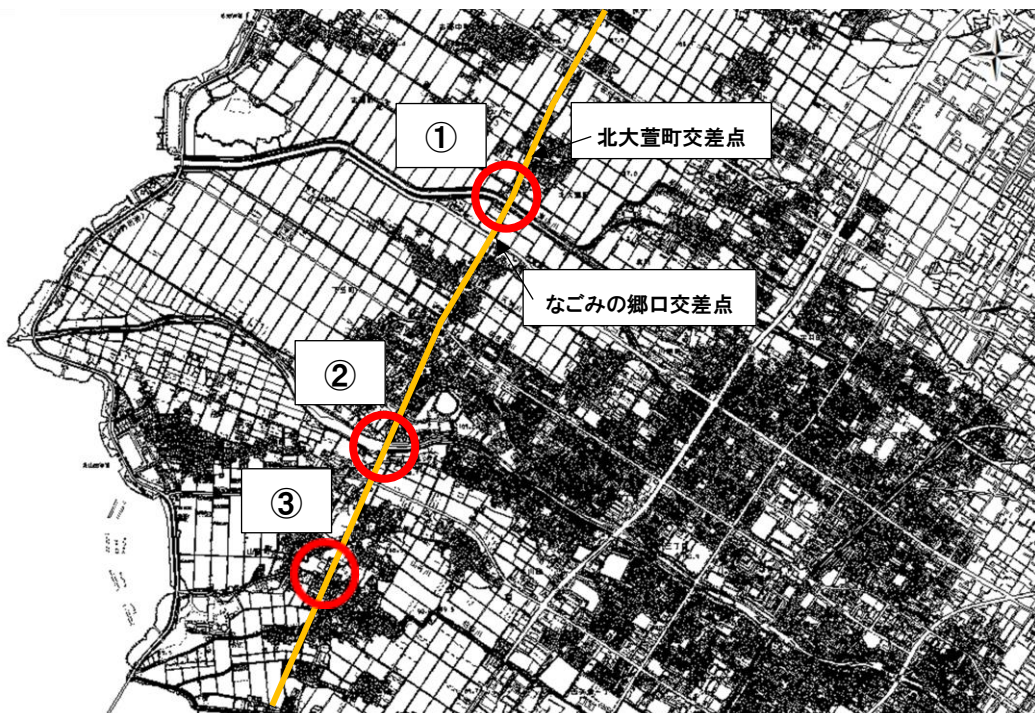
要望内容

主要地方道大津守山近江八幡線（以下「浜街道」という。）は、日に1万台を超える交通量がある県道で県南北の交通を支える重要な幹線道路の一つであるが、幅員が狭い箇所や歩道が未整備な箇所が存在するため、歩行者や自転車等が地域コミュニティを支える生活拠点等へ安全安心に通行できる環境が十分に確保されていないところである。

については、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただいた北大萱地先（なごみの郷口交差点～北大萱町交差点付近）および南山田町地先について早期に歩道整備等の拡幅整備をいただくとともに、順次、浜街道におけるまちづくりと合わせた安全対策について、特段の配意をお願いしたい。

また、草津川跡地との接続部については、第1段階として老朽化した橋梁の撤去と盛土構造による道路改良工事を実施いただいたが、第2段階の整備にかかる課題解決に向け進められるよう、特段の配意をお願いしたい。

位置図



写真

- ① 浜街道 北大萱町地先
(葉山川橋梁付近)
- ② 浜街道 北山田町地先
(草津川跡地)
- ③ 浜街道 南山田町地先



現状と課題

- ・歩道が未整備となっている区間が多いため、歩行者の安全が確保できず非常に危険な状況にある。
- ①北大萱町地先葉山川橋梁付近については、近隣の集落や生活拠点へのアクセスを支える重要な道路であるが、歩道が整備されていないため、地域における拠点形成にあたっての支障となっている。
- ②草津川跡地については、平成29年度の地元協議において、2段階整備での計画案に滋賀県と地元で合意形成が図られたことから、第1段階の工事を実施いただいた。引き続き、第2段階の課題解消に向けて地元と協議を行っていく必要がある。
- ③南山田町地先については、急激に幅員が減少している区間であり、非常に危険な状況にある。

事業実施による効果

- ・浜街道における自動車や歩行者等の円滑な通行形態が確保でき、通行時の安全性を高められることで、周辺地域の生活環境の改善につながり、持続可能なまちづくりに寄与する。
- ・歩行者の安全な通行を確保することができ、人命にかかわる事故等の未然防止を図ることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 地域振興係

TEL：077-561-6802

建設部

土木管理課

国県事業推進係

TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 交通戦略課

公共交通の利用環境改善に対する補助について 【県への要望】

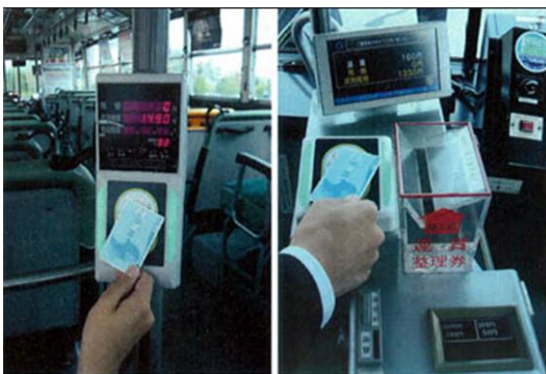
要望内容

国におかれては、公共交通のサービス水準向上と利用環境改善を図るために、全国交通系 IC カードの相互利用が可能なシステム等に要する経費にかかる補助制度を創設いただいているところである。

財源づくりとともに進める交通ビジョンづくりを目指す県におかれても、全国交通系 IC カードの相互利用が可能なシステム等に要する経費にかかる国の補助制度との協調補助を実施していただくとともに、デジタルサイネージ等を用いたバスの案内情報などの利用環境の改善全般に対して、現行の県補助制度の見直しを含めた新たな補助制度の創設について、特段の配慮をお願いしたい。

写真

《ICOCA（交通 IC カード）》



《デジタルサイネージ等を用いた情報提示》



現状と課題

草津市の公共交通は、高齢化の進展と相まって、いわゆる交通弱者の増加や生活行動圏の多様化に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性が高まっており、さらなるサービス水準の向上が必要となっている。

また、近年、高齢者が関係する交通事故等が多く発生しており、高齢者の運転免許証の返納件数も増加していることから、公共交通の充実は一層必要であり、持続可能な交通体系の構築のため、公共交通の利用環境を整備し、誰もが安心して利用できる公共交通機関にする必要がある。

平成30年10月に策定した草津市地域公共交通網形成計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、交通系ICカードの相互利用化、多言語案内表示、ピクトグラム、デジタルサイネージ等を用いたバスの案内情報などの利用環境の改善全般に対する財政的な支援が必要である。

事業実施による効果

- ・滋賀県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつく。
- ・利便性を高めることで、持続可能な公共交通の利用環境改善につながる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・利用環境を改善することにより、自家用車から公共交通への利用転換が期待できる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

現状と課題

令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけての山手幹線の供用や、びわこ文化公園都市の施設拡充により、交通量の増加が見込まれることから、幹線アクセス道路の整備が必要となる。

湖南地域において、各南北軸の主要な幹線道路を結ぶ東西アクセス道路が整備されておらず、交通混雑が発生している。特に、新名神高速道路草津田上ICからの東西アクセス軸として、大津湖南幹線、国道1号、京滋バイパス、山手幹線、さらには関津桐生線までを東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

事業実施による効果

- 1 大津湖南地域と名神・新名神のアクセス性が向上するとともに、令和6（2024）年度に開通が予定されている新名神の区間（大津JCT～城陽JCT・IC）との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。
- 2 周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、大津湖南地域の交通渋滞の緩和と産業振興に大きく貢献できる。
- 3 びわこ文化公園都市内に整備された滋賀アリーナや県立美術館などの施設への、県内外からの来訪者の利便性をより向上させることにより、利用促進を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
都市計画部 都市計画課 計画係 TEL：077-561-2375



要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

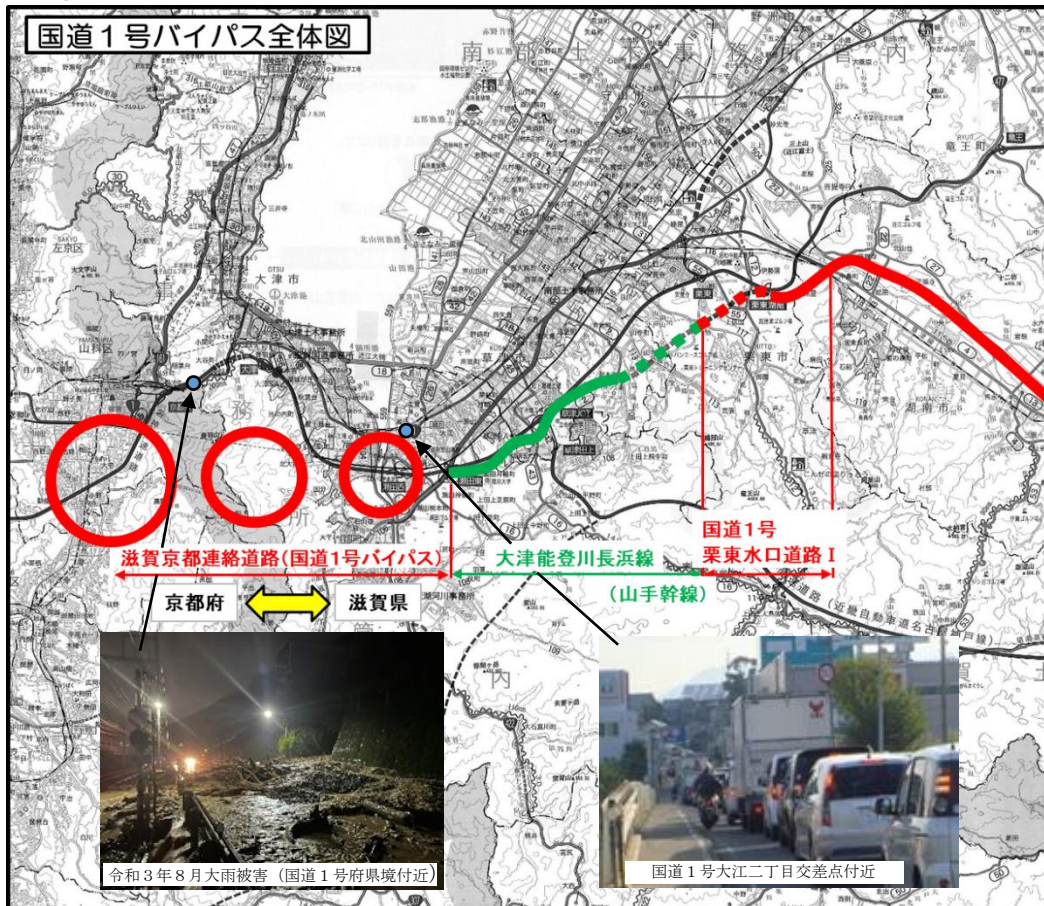
山手幹線（主要地方道大津能登川長浜線、栗東水口道路Ⅰ）の確実な整備の完了および、滋賀京都連絡道路（滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス）の整備について【国への要望、県への要望】

要望内容

山手幹線（大津能登川長浜線）について、国道1号における慢性的な交通渋滞の緩和のために、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけての供用に向け、確実な整備を進めていただくとともに、栗東水口道路Ⅰについても、令和7年秋供用に向け着実な整備の完了について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、その先線の道路ネットワークとして、滋賀県および京都府を結ぶ国道1号の新しいバイパスの整備に向け、道路調査を強力に推進し、早期に計画を策定されるよう、国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

国道1号は、県内の商工業や物流など経済活動に重要な道路であるが、草津市内はもとより滋賀・京都間において未だに2車線区間であり、交通の集中による慢性的な渋滞により経済・産業活動が大きく阻害されている。

また、昨年の令和3（2021）年8月大雨被害のほか、過去には平成25（2013）年9月の台風18号による豪雨や大雪により、国道1号に加え名神高速道路等の府県境の道路ネットワークが長時間にわたり寸断されたこともあり、その社会的影響を鑑み、機能強化が必要な状況となっている。

現在整備中である国直轄の国道1号栗東水口道路および県の山手幹線（大津能登川長浜線）が供用開始された場合、その先の滋賀・京都間がネックとなっていることから、草津市域の幹線道路においてさらなる渋滞が引き起こされることが懸念されている。

事業実施による効果

- 1 国道1号のバイパス機能を発揮されることと併せて、新名神高速道路草津田上ICとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワークが強化され、現国道1号の渋滞緩和による安定的・持続的な産業・経済の成長が期待できる。
- 2 災害時においても、確実な交通が確保されることにより、地域住民の安全・安心な生活の実現に貢献される。

担当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
都市計画部 都市計画課 計画係 TEL：077-561-2375

重点要望(継続)



要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

草津川上流部の河川改修の促進について【県への要望】

要望内容

近年、異常な豪雨が頻繁に発生し、草津川上流部では、令和3（2021）年8月大雨被害など、護岸洗掘による破堤被害の危険性が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、令和5（2023）年度に変更予定の「甲賀・湖南圏域河川整備計画」において、整備実施区間に位置付けられる当該区間の早期事業実施について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



天井川の様子



岡本橋付近



五百呂橋付近

令和3年8月大雨被害時

現状と課題

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされていない。平成25（2013）年9月の台風18号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった。

当該河川は、集落から最大7～8mの高さがある天井川であり、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられ、その対策が必要である。

上流部では、過去に水害が発生していることや、令和3年8月大雨被害など、近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安全・安心な市民生活確保のため、早急に河川改修を図る必要がある。

平成22（2010）年に策定された「甲賀・湖南圏域河川整備計画」において、整備実施に向けて調査・検討を進める河川として位置付けがなされており、現在、整備計画の変更に必要な手続きを行っていただいているところである。

事業実施による効果

- 1 甚大な水害が予想される当該河川の改修により、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安全・安心な市民生活を享受することができる。
- 2 浸水リスクの低減により、市街地の発展や地域の活性化が期待できる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係 TEL：077-561-1501
河川課 河川係 TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局、監理課

一級河川および県有地の適正な維持管理について 【県への要望】

要望内容

治水安全度の向上および周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における年2回の草刈、不法投棄防止を含むパトロール強化、立木伐採の適時実施および計画的な浚渫に取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

また、河川愛護活動事業については、参加団体が減少するなど、団体の負担が大きいため、実情に応じたより一層の制度の見直しに取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

写真



十禅寺川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



伊佐々川

西渋川一丁目地先（土砂堆積）



狼川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



草津川廃川敷

上笠四丁目地先（雑木・雑草繁茂）

現状と課題

草津川廃川敷および一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、土砂堆積により、増水時に水位が上がりやすい状況であり治水安全上の懸念がある。昨年度は、草津川（御倉町地先）などの浚渫を実施いただいたが、年1回の草刈では雑草が繁茂している状況である。他の一級河川においても、雑草繁茂により、不法投棄される場所となり、その対応に苦慮している。

また、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているものの、高齢化等により作業参加に限界がある団体が増加していることから、河川愛護活動事業に対する支援や制度設計の見直しが必要であり、加えて、引き続き河川管理者による適切な維持管理が必要である。

事業実施による効果

- 1 適正な管理により、治水安全度の向上や、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出につながる。
- 2 廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりにつながる。
- 3 事業参加に限界が近づく地域団体においても、河川愛護活動事業の継続が可能となる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397